

## 配付資料一覧

- 次 第
- 出席者名簿
- 座席表
- 「県民健康調査」検討委員会「甲状腺検査評価部会」設置要綱及び部会員名簿
- 「県民健康調査」検討委員会 設置要綱及び運営要領
  
- 資 料 1-1 県民健康調査甲状腺検査について
- 資 料 1-2 「県民健康調査」検討委員会「甲状腺検査評価部会」開催経過について
- 資 料 1-3 甲状腺検査に関する中間取りまとめ  
(平成 27 年 3 月 福島県県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会)
- 資 料 1-4 県民健康調査における中間取りまとめ(抜粋)  
(平成 28 年 3 月 福島県県民健康調査検討委員会)
- 資 料 1-5 甲状腺検査結果の状況
  
- 資 料 2-1 県民健康調査「甲状腺検査【本格検査(検査2回目)】」結果概要<確定版>
- 資 料 2-2 甲状腺がんの男女比に関するこれまでの知見について
- 資 料 2-3 甲状腺検査【本格検査(検査2回目)】結果概要<確定版>資料  
表 11 に対する検査間隔による発見率の調整例
  
- 資 料 3 手術の適応症例について
  
- 参考資料 1 県民健康調査「甲状腺検査(先行検査)」結果概要【平成 28 年度追補版】  
(第 27 回「県民健康調査」検討委員会及び第 7 回甲状腺検査評価部会 資料 2-1)
- 参考資料 2 甲状腺がん等症例の把握について  
(第 28 回「県民健康調査」検討委員会 資料 8)
- 参考資料 3 福島第一原子力発電所事故後の外部被ばく線量に基づく 3 地域における小児甲状腺がん有病率の比較  
(第 24 回「県民健康調査」検討委員会 資料 9 より作成)
  
- 参考資料 4 避難指示区域等について

## 第8回 甲状腺検査評価部会 次第

日時：平成29年11月30日(木) 13:30～15:30

場所：コラッセふくしま 4階 多目的ホール

### 1 開 会

### 2 部会員紹介

### 3 部会長選出、副部会長指名

### 4 議 事

(1) 県民健康調査甲状腺検査の概要等について

(2) 県民健康調査「甲状腺検査【本格検査（検査2回目）】」結果概要について

(3) その他

### 5 閉 会

# 第8回 甲状腺検査評価部会 出席者名簿

平成29年11月30日

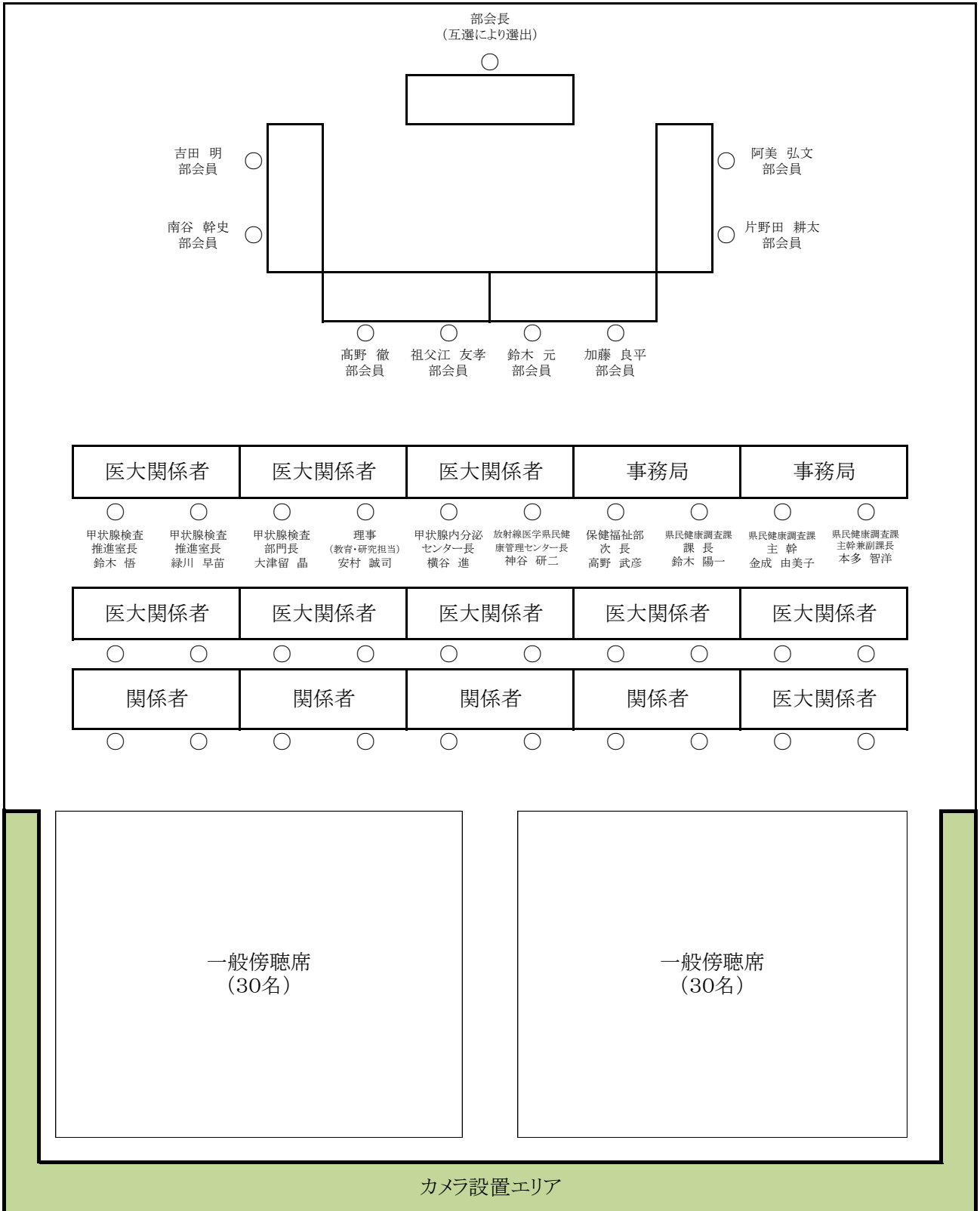
○部会員

50音順、敬称略

氏名	所属及び職名	出欠
阿美 弘文	一般財団法人 大原記念財団 大原総合病院 外科主任部長 (一般社団法人福島県病院協会 推薦)	出席
片野田 耕太	国立研究開発法人 国立がん研究センター がん対策情報センター がん統計・総合解析研究部 部長	出席
加藤 良平	国立大学法人 山梨大学大学院 医学工学総合研究部 人体病理学講座 教授 (一般社団法人日本病理学会 推薦)	出席
鈴木 元	国際医療福祉大学クリニック 院長 (一般社団法人日本放射線影響学会 推薦)	出席
祖父江 友孝	国立大学法人 大阪大学大学院 医学系研究科 社会環境医学講座 環境医学 教授 (一般社団法人日本疫学会 推薦)	出席
高野 徹	国立大学法人 大阪大学大学院 医学系研究科 内分泌代謝内科学 講師 (日本甲状腺学会 推薦)	出席
南谷 幹史	帝京大学ちば総合医療センター 小児科学 病院教授 (一般社団法人日本小児内分泌学会 推薦)	出席
吉田 明	公益財団法人 神奈川県予防医学協会 婦人検診部 部長 (日本内分泌外科学会及び日本甲状腺外科学会 推薦)	出席

# 第8回 甲状腺検査評価部会 座席表

開催日時：平成29年11月30日(木) 13:30～15:30  
 会場：コラッセふくしま 4階 多目的ホール



## 「県民健康調査」検討委員会「甲状腺検査評価部会」設置要綱

### (設置)

第1条 「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、「県民健康調査」甲状腺検査について、病理、臨床、疫学等の観点から専門的知見を背景とした議論を深め、適切な評価を行っていくため、「甲状腺検査評価部会」（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 甲状腺検査結果の検証・評価に関すること。
- (2) 甲状腺検査の実施に必要な事項に関すること。
- (3) その他、検討委員会が指示した事項に関すること。

### (組織)

第3条 部会は、委員会の座長が指名する委員会の委員及び委員以外の有識者で構成する。

- 2 部会員の任期は、委員会委員と同じくする。
- 3 部会員は、再任されることができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を総理する。
- 6 部会に副部会長を置き、部会長がこれを指名する。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長が、その職務を代理する。

### (運営)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、新たに組織された部会の最初に開催される会議は、委員会の座長が招集する。

- 2 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

### (報告)

第5条 部会における検討内容等については、直後に開催される検討委員会において、部会長が指名した者が報告を行う。

### (事務局)

第6条 部会の庶務は、委員会事務局で行う。

### (その他)

第7条 部会の公開、資料及び議事録の取扱いは、委員会運営要領に準じる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

「県民健康調査」検討委員会「甲状腺検査評価部会」部会員名簿

50音順 ・ 敬称略

氏名	現職
あみ ひろふみ 阿美 弘文	一般財団法人 大原記念財団 大原総合病院 外科主任部長 (一般社団法人福島県病院協会 推薦)
かたのだ こうた 片野田 耕太	国立研究開発法人 国立がん研究センター がん対策情報センター がん統計・総合解析研究部 部長
かとう りょうへい 加藤 良平	国立大学法人 山梨大学大学院 医学工学総合研究部 人体病理学講座 教授 (一般社団法人日本病理学会 推薦)
すずき げん 鈴木 元	国際医療福祉大学クリニック 院長 (一般社団法人日本放射線影響学会 推薦)
そぶえ ともたか 祖父江 友孝	国立大学法人 大阪大学大学院 医学系研究科 社会環境医学講座 環境医学 教授 (一般社団法人日本疫学会 推薦)
たかの とおる 高野 徹	国立大学法人 大阪大学大学院 医学系研究科 内分泌代謝内科学 講師 (日本甲状腺学会 推薦)
みなみに かんし 南谷 幹史	帝京大学ちば総合医療センター 小児科学 病院教授 (一般社団法人日本小児内分泌学会 推薦)
よしだ あきら 吉田 明	公益財団法人 神奈川県予防医学協会 婦人検診部 部長 (日本内分泌外科学会及び日本甲状腺外科学会 推薦)

## 「県民健康調査」検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的として、福島県が実施する「県民健康調査（以下、「調査」という。）」に関し、専門的見地から広く助言等を得るために、「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 調査の実施方法等の検討に関すること。
- (2) 調査の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他、調査の実施に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、知事が指名する有識者により構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期期間中において、新たに指名された委員の任期は、他の委員と同じとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 座長は、委員会の会務を総理する。
- 6 委員会に座長代行を置き、座長がこれを指名する。
- 7 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長代行が、その職務を代理する。

### (運営)

第4条 委員会の会議は、座長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 座長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

### (部会)

第5条 委員会は、専門的な事項について検討をするため、部会を設置することができる。部会の設置に必要な事項については知事が別に定める。

### (事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、福島県保健福祉部健康衛生総室に委員会の事務局を置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初の指名があるまでの間、委員の任期は、改正後の要綱第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 「県民健康調査」検討委員会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「県民健康調査」検討委員会設置要綱（以下、「要綱」という。）第7条の規定に基づき、「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (開催)

第2条 委員会は、定例会及び臨時会として開催する。

- 2 定例会は、年4回（概ね5月、8月、11月、2月）開催する。
- 3 臨時会は、前項の定例会開催以外に座長が必要と認めた場合に開催するものとする。
- 4 委員会の開催にあたっては、緊急の場合を除き、開催日の属する週の2週前の金曜日までに、報道機関への資料提供、県政情報センター、福島県ホームページに掲示することにより周知を行う。

### (公開)

第3条 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長が会議に諮って、全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 委員会において、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報（以下、「不開示情報」という。）に関し審議を行う場合
  - (2) 委員会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 全部又は一部を公開しないとした場合のオブザーバーの取扱については、議長が会議に諮って決定する。

### (資料)

第4条 委員会の資料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き原則として公開するものとする。

- (1) 福島県情報公開条例第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関する資料
- (2) 前条第1項第2号において使用した資料（ただし、委員会において公開することとしたものを除く）
- (3) 計数が確定していない資料等公開することが適当でない資料

### (議事録)

第5条 委員会を開催した場合は、議事録を作成する。

- 2 議事録は、事務局で案を作成し、議長が委員会指名した2名の議事録署名人の確認を得る。
- 3 議事録は、作成後すみやかに福島県ホームページに掲示し公開する。
- 4 前項の場合において、委員会の全部又は一部を公開せずに行った審議の内容については、議事録の内容に代えて、次の事項を記載する。
  - (1) 委員会の全部又は一部を公開せずに開催した理由
  - (2) 審議の概要
  - (3) 審議において使用した資料の名称

### 附 則

この要領は、平成25年4月18日から施行する。

### 附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。